



中小企業者の共済制度

# 福利共済

## ★「一律掛金」

年齢・性別・職業等に関係のない一律掛金で、平等感があり、従業員の福利厚生対策としてご利用いただけます。

## ★「共済金は事業主受け取り」

共済金は、会社または事業主（契約者）にお支払いします。

## ★「選べる2つのタイプ」

保障内容にあわせて1000型と2000型をお選びいただけます。事業所のニーズに合わせた選択で、いざというとき確実に対応。万一のときも安心です。

## ★「税法上の特典」

会社または事業主が、その従業員に対して負担した掛金は福利厚生費として全額経費処理ができます（法人の場合は役員にも準用されます）。

## ★「簡単な手続き」

ご加入は告知でOK！掛金の払込はご契約者の指定口座からの自動引落しで、みなさまのお手間を取らせません。

## ★「迅速な支払」

労災認定や他の保険・共済に関係なくお支払いします。

広島県共済の共済制度にご加入いただくと、福利厚生サービスの特典があります！

### エルフルアプリ



レジャー施設や宿泊・飲食店などで優待サービスが受けられたり、季節ごとにおすすめの「回遊プラン」のご紹介などお得で楽しいアプリです。

インストールは

こちらから！



### 健康もしもし24



電話1本で健康相談ができます。不安に思うことや質問など、医療アドバイザーにご相談ください。（24時間年中無休）

### あんしん情報誌 季刊誌エルフル



地域の見どころをご紹介した「あんしん」、おでかけ情報満載の「エルフル」をお届けします。（年4回発行）

### 広島県共済組合員相談室

- 共済金の請求
- ご契約者名・住所等の変更
- 被共済者等の内容の変更
- 福利厚生サービスについて

お気軽にこちらまで  
お問い合わせください。



フリーダイヤル

0120-708030

■お申し込み・お問い合わせは

■共済引受組合



つながる力で、安心と成長を

広島県共済

（広島県認可）

広島県中小企業共済協同組合  
〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17  
https://www.kyosai.or.jp

広島県共済組合員相談室 ☎0120-708030

# 企業福祉の充実は福利共済で!



		福利共済2000 (掛金月々2,000円)	福利共済1000 (掛金月々1,000円)
入院	交通事故	1日 <b>5,000円</b> (7日~120日) ※7日以上入院で1日目より保障	1日 <b>3,000円</b> (7日~120日) ※7日以上入院で1日目より保障
	傷害	1日 <b>4,000円</b> (7日~120日) ※7日以上入院で1日目より保障	1日 <b>2,000円</b> (7日~120日) ※7日以上入院で1日目より保障
	疾病	1日 <b>1,000円</b> (5日~120日) ※5日目より保障(入院開始日以降4日間は支払対象外となります。)	—
	臨時費用見舞金	入院給付金×10% (入院時に必要な身の廻り品の購入等にお役立てください)	
	診断書料見舞金	3万円以下の少額給付について一律3,000円の診断書料の補助	
後遺障害		<b>600万円~24万円</b>	<b>300万円~12万円</b>
死亡	交通事故	<b>1,200万円</b>	<b>600万円</b>
	傷害	<b>600万円</b>	<b>300万円</b>
	疾病	<b>200万円</b>	<b>100万円</b>

## 年齢による共済金額の変更について

●被共済者が満60歳に達したとき、福利共済2000・福利共済1000とも疾病の保障が変更となります。

●被共済者が満65歳に達したとき、福利共済2000・福利共済1000とも疾病の保障が変更となります。

### 疾病死亡

福利共済2000	60万円
福利共済1000	30万円

※疾病入院はお支払いできません。

### 疾病死亡

福利共済2000	10万円
福利共済1000	5万円

※疾病入院はお支払いできません。

## ご加入に際して

- ★ **共済掛金** 福利共済2000=月々2,000円、福利共済1000=月々1,000円
- ★ **ご加入資格** 加入日現在、健康でかつ正常に就業されている方、または日常生活を営んでいる方に限ります。ご加入の際には申込書記載の告知事項にお答えください。
- ★ **ご加入年齢および満了年齢** 満6歳から満64歳までの方。ただし、満70歳の誕生日が属する月の末日までご継続いただけます。
- ★ **ご加入制限** 被共済者1人あたり一口とします。
- ★ **共済金のお支払い** 共済金受取人はご契約者となります。他の保険・共済による給付や労災認定の有無に関わらずお支払いします。
- ★ **共済掛金の払込方法** ご契約者の指定口座から自動引落しとなります。お申し込み月の翌月27日より毎月引落します。
- ★ **共済責任開始日** 共済責任開始日は加入申込日の属する月の翌月1日午前零時からとなります。共済責任開始日より前の事故によるご請求については共済金はお支払いできません。
- ★ **共済期間および契約の更新** 共済期間は1年間です。ただし、共済期間満了の日から2週間前までに特にお申し出の無い限り、自動継続となります。
- ★ **組合員資格および出資金** 広島県内で事業を実施されている方は当組合の組合員資格があります。組合員資格のある方で、当組合を初めてご利用になる方は出資金をお預かりします。(出資金は1口100円、10口1,000円以上をお願いしています。)組合員資格のない方は一定の範囲内で員外利用していただくことができます。(出資金は不要です。)

※次に掲げる職業の就業(作業)中に発生した事故については、共済金は半額となります。就業(作業)中以外の事故については、通常の支払いとなります。

※次に掲げる職業の就業(作業)中に発生した事故については、共済金はお支払いできません。就業(作業)中以外の事故については、通常の支払いとなります。

製材、チップ製造作業中の事故  
 金属プレス加工作業中の事故  
 鋳造、製鉄作業中の事故  
 建物の3階(地上から10m)以上の高所で作業中、そこから地面等への墜落、転落事故(清掃、外線工事、造船、船舶塗装、その他類する職業)  
 道路工事および道路誘導作業中の交通事故  
 営業用貨物車(4<sup>トン</sup>超)に運転手もしくは助手として搭乗中の交通事故および荷役作業中の事故

自衛官(防衛大学校生を含む)  
 坑内、トンネル内および地下工事等の作業中の事故  
 潜水、潜函およびサルベージ等の作業中の事故  
 タクシー、ハイヤー運転手の就業中の事故  
 船舶乗組員の就業中の事故  
 港湾運送事業従事者(倉庫作業員、検数員は除く)の就業中の事故  
 伐木・造材業者の就業中の事故

とび工  
 発破および火薬・爆薬類製造工・花火製造工  
 採石作業(石切出作業・採石工・石切工)  
 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者  
 テストパイロット、テストドライバーその他これらに類する職業  
 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師その他これらに類する職業

## FAX資料請求申込書

下記事項に必要な事項をご記入のうえ、送信してください。

**FAX:0120-358030**

事業所名	役職・担当者名
住 所	電話番号
	FAX番号

●お客様の個人情報について ご記入いただいた個人情報は、資料・見積書の作成および発送を行うために活用するほか、各種共済制度・サービスのご案内に利用させていただきます。